

イーストスプリング・インド消費関連ファンド インド株が出遅れている要因と今後のポイント

■インド株が出遅れている要因

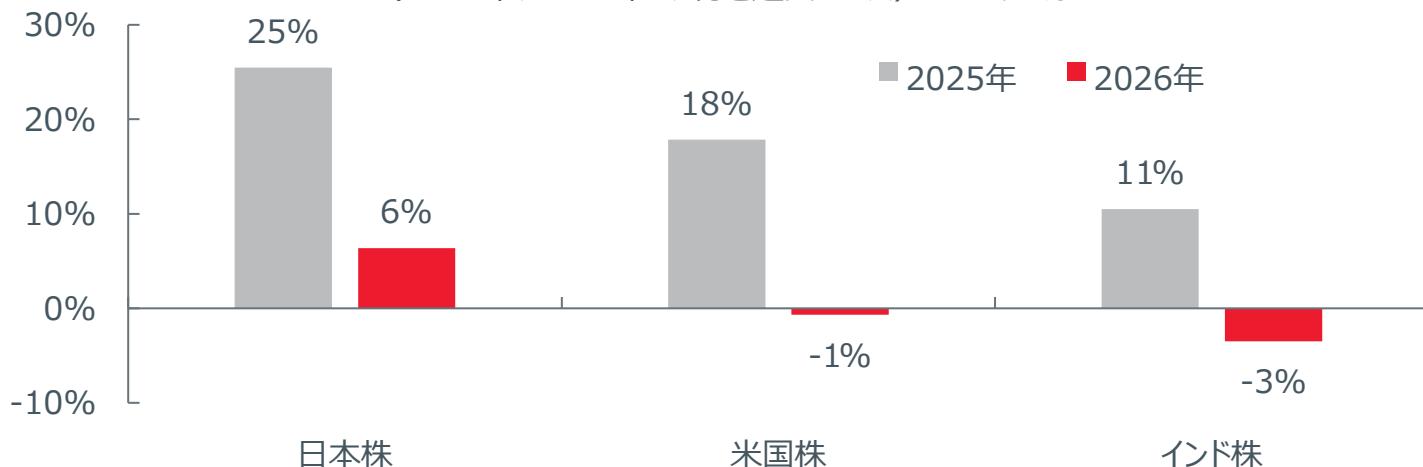
1. トランプ関税や地政学リスクの高まりによる株式などリスク資産の売り（図①）
2. 外国投資家によるインド株売り – 2025年に約1.7兆ルピーを売り越し（図②）
3. インドルピー安の進行 – 対米ドルで最安値を更新（図③）
4. 落ち込んだ企業業績 – 2025年 1株当たり利益は1桁の伸びに低下するとの予想（図⑤）
5. AIブームによるインド以外の国への資金流入 – 米国以外に中国、韓国などの新興国に資金が流入

■今後のポイント

1. インドの長期成長ストーリーは不变 – 若年人口が多い人口動態の優位性
2. インド政府や中央銀行（RBI）による政策対応 – 2025年に所得税減税、GST（物品・サービス税）の見直し、利下げなどを実施。その効果や更なる政策対応に期待
3. 底堅いインド経済 – 2025年、2026年の実質GDP成長率は堅調（図④）
4. 企業業績の回復 – 2026年以降 1株当たり利益は2桁成長に回復するとの予想（図⑤）
5. AI投資からの分散を目的としたインド株の見直し買い

■株価の動き

図① 各国（インド・米国・日本）株価指数の騰落率
(2025年、2026年*、現地通貨ベース) *2026年は1月20日まで



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。インド株：SENSEX指数、米国株：S&P500種指数、日本株：TOPIX（東証株価指数）、全てトータル・リターン（グロス）、現地通貨ベース。

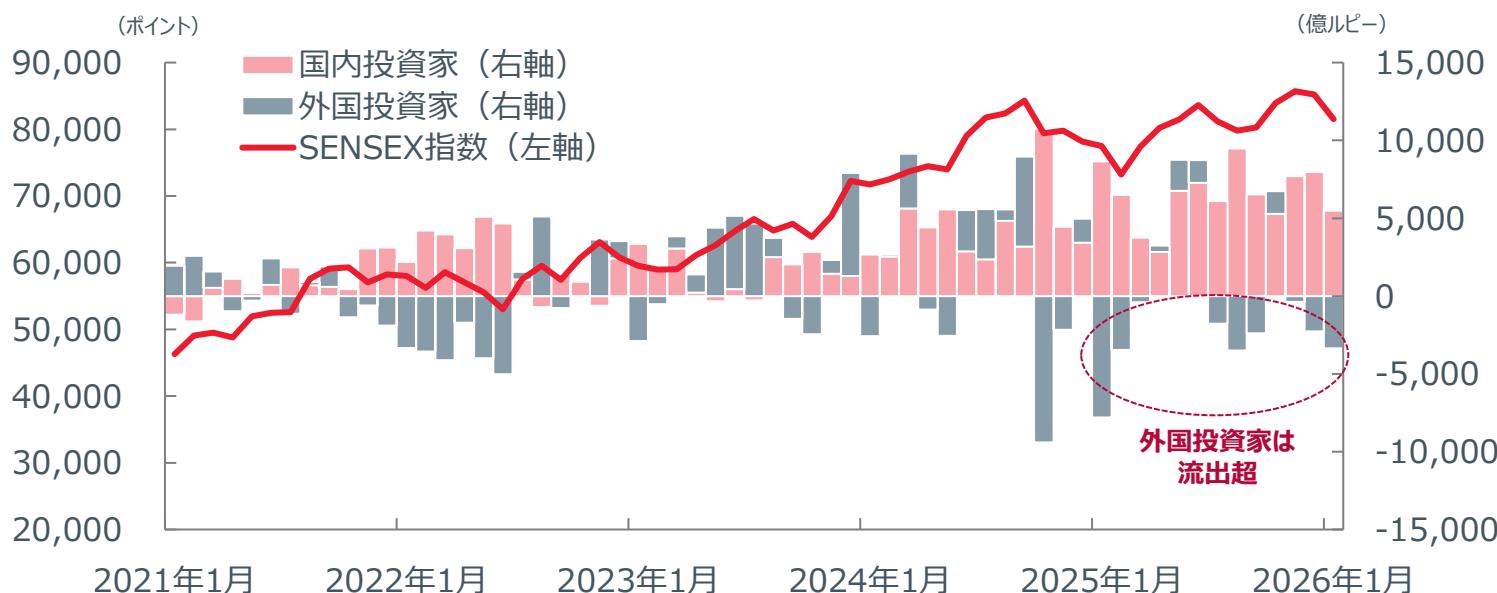
当ファンドのリスク、手数料等の概要是、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。
英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアラント社とは関係ありません。

TOPIX（東証株価指数）の指標値及びTOPIX（東証株価指数）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。

■国内外投資家の株式売買動向

外国投資家は、2025年にインド株式をネットで売却（累計約1.7兆ルピー流出超）。2026年1月も流出超が継続。

図② SENSEX指数と国内投資家、外国投資家別インド株式市場への資金純流出入
(資金純流出入：2021年1月～2026年1月*、SENSEX指数：2021年1月31日～2026年1月23日、月次)

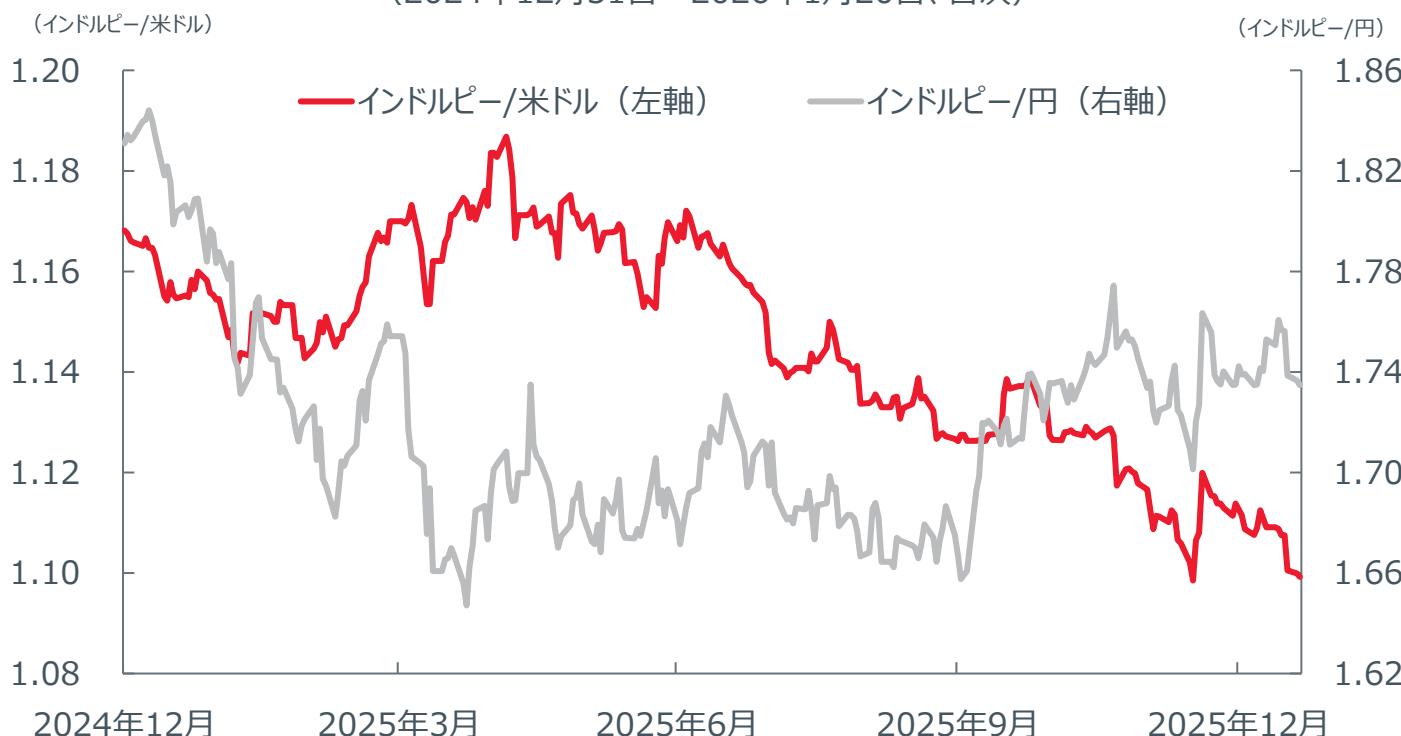


出所：Bloomberg L.P.、BSE（ボンベイ証券取引所）、NSDL（国立証券保管機関）のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。SENSEX指数：現地通貨建て、プライス・リターン。* 2026年1月は1月23日までのデータ。

■為替の動き

インドルピーは対米ドルで最安値を更新中。

図③ インドルピー/米ドルとインドルピー/円の推移
(2024年12月31日～2026年1月20日、日次)



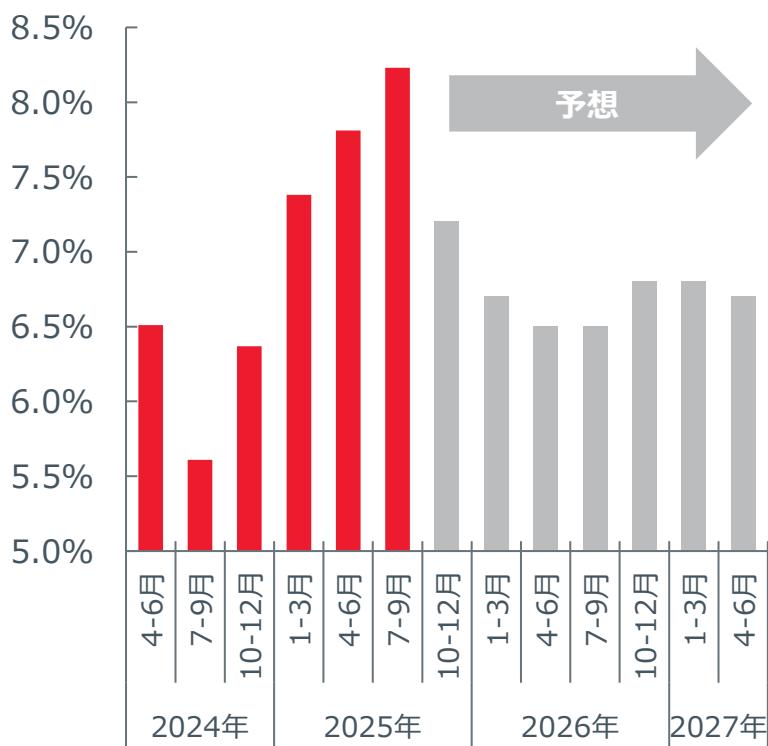
出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。インドルピー/米ドルは実際の数値に100を掛けた数値。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■インド経済と企業業績

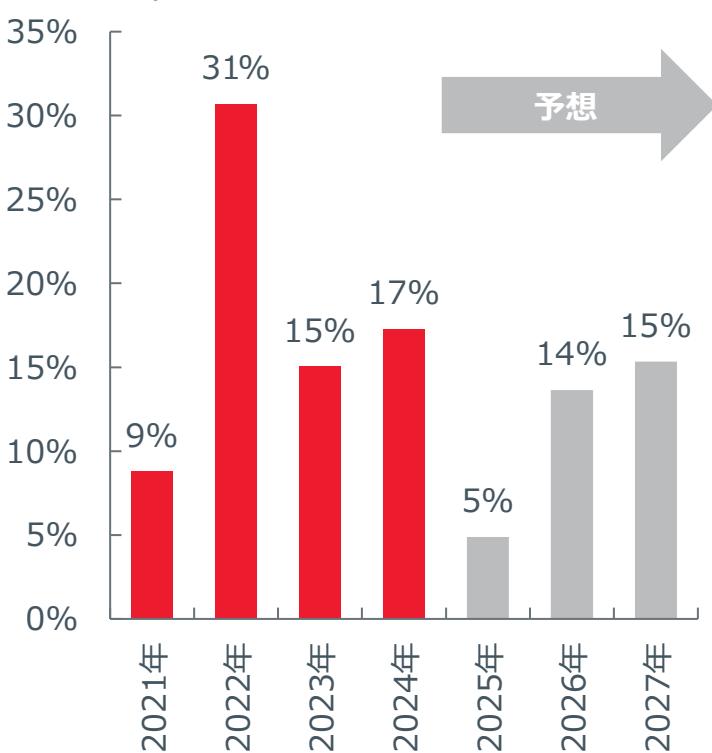
インド経済は6%後半のGDP成長が続き、2025年に落ち込んだ企業業績は、2026年以降に回復するとの予想。

図④ インド経済（実質GDP成長率）
(2024年4-6月～2027年4-6月、2025年10-12月以降は予想)



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。2025年10-12月以降は、2026年1月26日時点の予想。

図⑤ SENSEX指数 1株当たり利益成長率
(2021年～2027年、2025年以降は予想、前年比、暦年ベース)

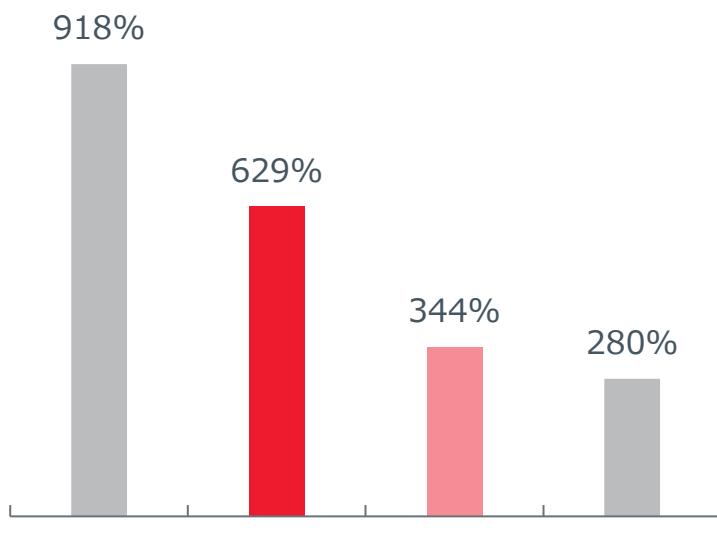


出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。2025年以降は、2026年1月20日時点の予想。

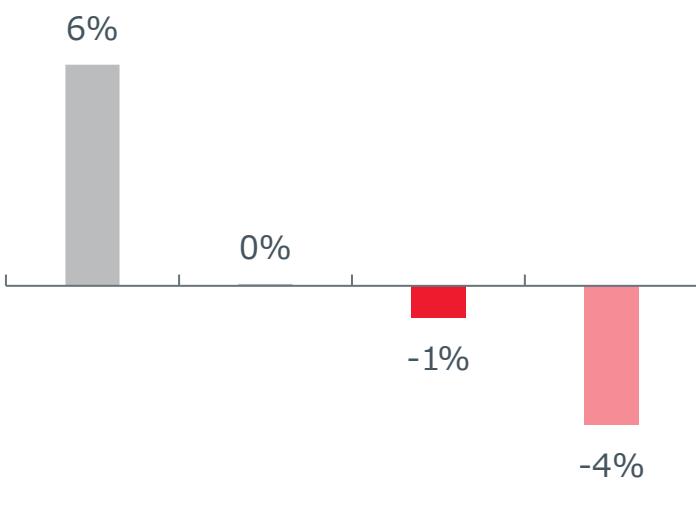
■イーストスプリング・インド消費関連ファンド（当ファンド）の相対的なパフォーマンス

図⑥ 各国（インド・米国・日本）株価指数と当ファンドのリターン比較（円ベース）

【2008年5月30日～2026年1月20日（当ファンド設定来）】



【2025年12月31日～2026年1月20日】



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。インド株：SENSEX指数、米国株：S&P500種指数、日本株：TOPIX（東証株価指数）、全てトータル・リターン（グロス）、円ベース（指標の為替はブルームバーグのレートを使用）。SENSEX指数は当ファンドのベンチマークや参考指標ではありません。当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの特色

1 主としてインドの金融商品取引所に上場されている消費関連株式に実質的に投資を行います。

▶ モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシュマー・エクイティ・オープン・リミテッド」(以下「インディア・コンシュマー・エクイティ・オープン」といいます。)(米ドル建て)への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場されている消費関連株式に実質的に投資を行います。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・コンシュマー・エクイティ・オープン・リミテッド」への投資比率を高位に保ちます。

※ファンドは実質的にインドの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対インドルピーの為替相場の動きに影響を受けます。

3 原則として、為替ヘッジを行いません。

▶ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。
そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

4 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

▶ 「インディア・コンシュマー・エクイティ・オープン」は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが運用を担当します。同社は、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。
▶ 銘柄選択に当たっては、イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのインドの運用会社(ICICIAM)から投資助言を受けます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

175年以上の歴史を有する

英国の金融サービスグループの一員です。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ 株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ 株式会社の最終親会社は、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。
- ▶ 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2025年8月末現在、アジアでは15の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。



イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのインドの運用会社が投資助言を行います。

- 1993年にインドのICICI銀行の資産運用会社として設立され、1998年からはイーストスプリング・インベストメンツの属するグループとの合併で事業を展開しています。ICICI銀行はインド最大級の民間銀行です。2025年6月末現在、総資産は約21兆2,383億ルピー(約35兆7,059億円、1ルピー=1.681円で換算)に上ります(出所:ICICI銀行 ホームページ)。
- 設立以来、インドで資産運用事業に注力している、インド大手の運用会社です。運用資産総額は約9兆4,424億ルピー(インドにおけるシェア約13.1%、2025年4-6月平均)となっています(出所:Association of Mutual Funds in India)。
- 主要投資対象の外国投資法人の運用においては、同社の有する企業調査情報を利用した投資助言を行います。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

＜基準価額の変動要因となる主なリスク＞

株価変動リスク



株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。

為替変動リスク



当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク



有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。

流動性リスク



組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

カントリーリスク



新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

外国の税制変更リスク



インド株式の売却益等に関し、保有期間に応じてキャピタルゲイン税等が課されます。これらは当ファンドが投資対象とする外国投資法人(以下、「投資先ファンド」といいます。)が負担します。投資先ファンドの設定国および投資対象国において、税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更されることがあります。基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- インドの株式には、外国投資家の保有比率の制限があります。したがって、外国投資家の保有比率の状況によっては運用上の制約を受ける場合があります。なお、インドの制度等は変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込メモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 |
| 購入価額 | お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | お申込みの販売会社の定める日までにお支払ください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 |
| 換金代金 | 換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | 営業日が以下①～④の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①インドの金融商品取引所の休場日 ②モーリシャスの銀行休業日 ③シンガポールの銀行休業日 ④日本におけるシンガポールの銀行休業日の前営業日 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2008年5月30日設定) |
| 繰上償還 | 以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 毎年2月20日および8月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 原則として年2回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公 告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られている受益者に交付します。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 |
| 信託財産留保額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | |
|--------------------|-----------------|---|
| 運用管理費用 (信託報酬等) | 当ファンド① | 純資産総額に対して年率1.3497%（税抜1.227%） 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。 <当ファンド①の配分> |
| | | 委託会社 年率0.5500%（税抜0.500%） |
| | | 販売会社 年率0.7700%（税抜0.700%） |
| 投資対象とする 投資信託証券② | 受託会社 | 年率0.0297%（税抜0.027%） |
| | 実質的な負担 (①+②) | 年率1.9497%程度(税込) |
| その他の費用・ 手数料 | | 信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。 |

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要是以下の通りです。

委託会社 イーストスプリング・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号／加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。

受託会社 株式会社りそな銀行

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。

販売会社 販売会社

販売会社に関しては、次ページをご覧ください。
販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

| 金融商品取引業者等 | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|--|----------|--------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 池田泉州TT証券株式会社 | ○ | | 近畿財務局長(金商)第370号 | ○ | | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | ○ | | 近畿財務局長(金商)第15号 | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社SBI証券 | ○ | | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 岡三証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | ○ | |
| 京銀証券株式会社 | ○ | | 近畿財務局長(金商)第392号 | ○ | | | |
| 大和証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第108号 | ○ | ○ | ○ | |
| 東海東京証券株式会社 | ○ | | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | ○ | |
| 東洋証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第121号 | ○ | | | |
| どちぎんTT証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第32号 | ○ | | | |
| 内藤証券株式会社 | ○ | | 近畿財務局長(金商)第24号 | ○ | | | ○ |
| PayPay証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第2883号 | ○ | | | |
| 北洋証券株式会社 | ○ | | 北海道財務局長(金商)第1号 | ○ | | | |
| 松井証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | | |
| 丸八証券株式会社 | ○ | | 東海財務局長(金商)第20号 | ○ | ○ | ○ | |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | |
| 明和證券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第185号 | ○ | | | |
| めぶき証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第1771号 | ○ | | | |
| 楽天証券株式会社 | ○ | | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | |
| ワイエム証券株式会社 | ○ | | 中国財務局長(金商)第8号 | ○ | | | |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | ○ | | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) | | ○ | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | | ○ | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北九州銀行 | | ○ | 福岡財務支局長(登金)第117号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社京都銀行 | | ○ | 近畿財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社京都銀行(委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社) | | ○ | 近畿財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| PayPay銀行株式会社 | | ○ | 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北洋銀行 | | ○ | 北海道財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北洋銀行(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社) | | ○ | 北海道財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | | ○ | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | | ○ | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | | ○ | 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社みじ銀行 | | ○ | 中国財務局長(登金)第12号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社山口銀行 | | ○ | 中国財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | |

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

照会先:
イーストスプリング・インベストメント株式会社
TEL.03-5224-3400
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメント株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したもので、数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。